風致地区内における建築等の規制に関する許可申請等について

(1) 市長 (都市計画課) に許可・協議が必要な風致地区

都市における良好な自然的景観を形成している土地についてその風致を維持、育成し、環境保全を図るため、風致地区内の建築、宅地造成等の行為(以下、「風致地区内行為」という。)については、『風致地区内における建築等の規制に関する条例(香川県条例)』及び『同施行規則』に基づき、市長の許可制度が適用されます。

○丸亀市内の風致地区

地区名	面積(ha)
_{あおのやま} 青ノ山	50

(2) 許可を要する風致地区内行為

次に掲げる風致地区内行為は、市長の許可を受けなければなりません(条例第2条第1項関係)。

- ①建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築又は移転
- ②建築物等の色彩の変更
- (3)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
- ④木竹の伐採
- ⑤十石の類の採取
- ⑥水面の埋立て又は干拓
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源(以下「屋外における土石等」という。)の堆積 ただし、非常災害応急措置として行うものや一定の規模以下の軽微な行為などについては、許可を 要しません(条例第3条関係)。

(3) 許可の代わりに協議を必要とする行為

国の機関、県及び市、または規則で定める独立行政法人その他の法人が行う行為については、許可を要しませんが、市長に予め協議しなければなりません(条例第2条第2項関係)。

(4) 許可・協議の代わりに通知を必要とする行為

河川法、砂防法、森林法、電気通信事業法等各種の法律に基づき、公物の管理、公共・公益的な工事等として行われる行為については、許可又は協議を要しませんが、市長に予め通知しなければなりません(条例第2条第3項関係)。

(5) 許可の基準

許可の基準は、条例第4条 (別表第三) において建築等の行為の種類別に列記されています。市長は、この基準に適合するものついては、許可を行います。

建築物等の新築(又は増築)の場合の主な許可基準は次のとおりです(詳細は「別表第三」に記載)

○許可基準の例:「建築物等の新築(又は増築)の場合(仮設及び地下に設ける場合を除く)」

建築物の高さ		13m以下
建ぺい率		40%以下
外壁の後退距離	道路に接する部分	3m以上
	その他の部分	1 m以上
建築物の位置、規模、形態及び意匠		新築(増築)の行われる土地及びその周辺の土地の
建築物の色彩		区域における風致と著しく不調和でないこと
宅地の造成等を伴う場合には		緑地率が20%以上
		1 ha 以上の造成では、生じる法面が5 m以下

※緑地率=緑地面積の敷地面積に対する割合(緑地面積は施行規則第9条及び別表第二に基づき算定します)

(6)申請書類

行為の許可の申請を行う際には、「風致地区内行為許可申請書(第1号様式)」の他、次に掲げるもののうち行為の種類に応じた書類が必要となります(施行規則第2条及び別表第一)。

提出書類の部数は、正本1通及び写し1通とする。

【説 明 書】 【添付図面等】

· 建築物説明書 · 付近見取図

・工作物説明書・配置図(道路境界線、道路幅員)

・宅地の造成等説明書 ・平面図

・土石の類の採取説明書 ・立面図 (2面以上、建物の高さ)

・水面の埋立て又は干拓説明書・断面図

・屋外における土石等の堆積説明書・植栽計画図(配置、樹高、緑地率の算出結果)

・木材の伐採説明書・現況写真

その他図面

(7) 提出先および問い合わせ先

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目3番1号

丸亀市 都市整備部 都市計画課 計画担当